

○千葉県学校給食センター設置管理条例

昭和 42 年 7 月 10 日

条例第 37 号

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき、本市は、千葉県学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉県新港学校給食センター	千葉県美浜区新港 62 番地
千葉県こてはし学校給食センター	千葉県花見川区三角町 782 番地
千葉県大宮学校給食センター	千葉県若葉区大宮町 1068 番地 2

(昭和 54 条例 35・昭和 57 条例 39・平成 3 条例 49・平成 17 条例 24・平成 29 条例 22・一部改正)

(事業)

第 3 条 給食センターは、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 2 条に定める目標を達成するため、千葉県立小学校及び中学校の学校給食用物資の調達、調理、輸送その他必要な事務及び事業を行う。

(運営委員会)

第 4 条 給食センターの運営に関する事項について審議するため、千葉県学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(組織)

第 5 条 運営委員会は、委員 15 名以内をもって組織する。

(委嘱又は任命)

第 6 条 委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 7 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(職員)

第 8 条 給食センターに必要な職員を置く。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、給食センターの管理及び運営に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月以内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成 17 条例 24・旧附則・一部改正、平成 29 条例 22・旧第 1 項・一部改正)

(昭和 42 年教委規則第 2 号で昭和 42 年 7 月 10 日から施行)

附 則 (昭和 54 年 6 月 20 日条例第 35 号)

この条例は、昭和 54 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 9 月 22 日条例第 39 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 57 年規則第 42 号で昭和 57 年 11 月 1 日から施行)

附 則 (平成 3 年 12 月 13 日条例第 49 号)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 22 日条例第 24 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 9 月 8 日条例第 92 号)

この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 21 日条例第 22 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する